

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針

平成 2 7 年 4 月 1 日

農林水産大臣公表

(一部変更：令和 6 - 4 年 4 月 1 日)

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文	1
第1 基本方針	3
第2 発生時に備えた事前の準備	6
1 農林水産省の取組	6
2 都道府県の取組	6
3 市町村及び関係団体の取組	7
4 関連事業者の取組	7
第3 BSE監視のための検査	8
1 死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等	8
(1) 死亡牛検査及びその結果の報告	8
(留意事項)	10
1 死亡牛検査について(防疫指針第3の1の(1))	10
(1) 死亡牛検査結果の取りまとめ及び動物衛生課への報告	10
(2) 異常牛の発見及び検査の実施	15
(留意事項)	17
2 臨床検査等に係る調書について(防疫指針第3の1の(2))	17
(留意事項)	18
3 特定症状の判定及び異常牛検査による疑似患畜の判断(防疫指針第3の1の(2))	18
(留意事項)	19
4 BSE検査に係る解剖及び採材方法について(防疫指針第3の1)	19
2 厚生労働省による検査	22
(1) 食肉衛生検査所におけるスクリーニング検査	22
(2) 厚生労働省による確認検査	23
第4 病性等の判定	24
1 病性の判定	24
2 患畜及び疑似患畜の判定	24
第5 病性等の判定時の措置	26
1 関係者への連絡	26
2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携	26
3 報道機関等への公表	27

4	防疫措置に必要な人員の確保	28
第6	発生農場等における防疫措置	29
1	疑似患畜の殺処分等	29
	(留意事項)	30
5	死亡牛の保管施設、採材施設及びこれらに附帯する施設の要件並びに死亡牛の管理等の手順について（防疫指針第6の1）	30
2	患畜及び疑似患畜の同居牛の措置	31
3	死体の処理	32
4	汚染物品の処理	32
5	畜舎等の消毒	32
6	疫学情報の収集	33
	(留意事項)	33
6	疫学情報等の収集について（防疫指針第6の6）	33
7	牛の評価	33
	(留意事項)	34
7	牛の評価額の算定方法（防疫指針第6の7）	34
8	と畜場におけるBSEの発生時の措置	34
第7	発生の原因究明	35
第8	研究の推進	36
第9	その他	37
	(別記様式1)	38
	(別記様式2)	40
	(別添1)	43
	(別添2)	44
	(別添3)	45
	(参考1)	46
	(参考2)	50
	(参考3)	51
	(参考4)	52
	(参考5)	53

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

- 1 牛海綿状脳症（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。）第 2 条第 1 項の表 15 の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。以下「BSE」という。）は、BSE プリオンを病原体とする牛のプリオン病である。
- 2 BSE は、1986 年に英国において初めて確認され、その後、同国での発生が急増し、ピーク時の 1992 年には 37,280 頭の牛で発生が確認された。
また、BSE は、1990 年代には欧州諸国に広がり、我が国においても、2001 年 9 月に初めて発生が確認され、これまでに 36 頭の牛で発生が確認されている。
- 3 しかしながら、近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSE は世界的に発生頭数が減少し、我が国においては、飼料規制開始直後の 2002 年 1 月生まれの牛を最後にその発生は確認されていない。
このような状況の中、我が国は 2013 年 5 月に、国際獣疫事務局（以下「~~WOAH-OIE~~」という。）から「無視できる BSE リスク」の国に認定され、我が国の BSE 対策の有効性が国際的にも評価されている。
- 4 BSE は飼料規制等の対策の徹底により、その発生及びまん延を防止できると考えられている。しかしながら、仮に、再度 BSE が発生し、まん延するような事態になれば、
 - （1）国民の牛肉に対する安全性の信頼をなくし、
 - （2）牛肉消費の低下を招き、長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - （3）国民への畜産物の安定供給を脅かし、
 - （4）地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、
 - （5）国際的にも信用を失うおそれがあることから、引き続き、一定のリスク管理措置を継続する必要がある。
- 5 このため、牛の所有者（当該牛を管理する所有者以外の者があるとき

は、その者を含む。以下同じ。）、行政機関（農林水産省、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）、関係機関、関係団体等は緊密に連携し、リスク管理措置の実効性を確保するための防疫体制を維持する必要がある。

- 6 なお、本指針については、BSEの発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1 基本方針

- 1 BSEは、通常、牛がBSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することで感染し、比較的長期間の潜伏期間を経て発症する。

このため、BSE対策では、効果的な飼料規制等の対策の継続的な実施が重要である。

したがって、牛の所有者、関連事業者（肥料及び飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製場等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者をいう。以下同じ。）等は、BSEの特徴を十分に理解し、引き続き、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）等に基づく飼料規制等を適切に実施する必要がある。

- 2 近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少しているが、次の理由から、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「特措法」という。）及び家伝法に基づく一定レベルの監視体制を継続する必要がある。

- （1）これまでの検査の積重ねにより、BSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することが感染の原因とされるBSEとは異なる非定型BSEと呼ばれるBSEが確認されている。非定型BSEは、世界的にも極めて事例が少ないが、孤発性の疾病であるとことが示唆されており、引き続き発生動向を監視する必要がある。
- （2）今後、何らかの要因によりBSEの感染経路が遮断されていない事態が生じた場合に備える必要がある。
- （3）我が国のBSE対策の国際的な評価を維持するためにも、一定レベルのBSE監視のための検査を継続する必要がある。また、国産畜産物の輸出促進の観点等から「無視できるBSEリスク」の国のステータスを維持することが重要である。

- 3 牛の所有者は、牛の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて家伝法に基づき第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、牛の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、牛の健康観察及びその記録、BSEが疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行等の飼養衛生管理基準の遵守並びに適切な飼料給与及びその記録であ

る。

このため、行政機関、関係機関、関係団体等は、次の役割分担の下、全ての牛の所有者がＢＳＥ対策の重要性を理解し、かつ、実践できるよう、ＢＳＥの発生の予防及び発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1) 農林水産省は、ＢＳＥの発生リスク等に関する情報に基づく適切な輸入検疫を実施するとともに、関係機関と連携して、飼料規制の実効性を確認する。また、都道府県、牛の所有者、飼養衛生管理者（家伝法第 12 条の 3 の 2 第 1 項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係機関、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う。
- (2) 都道府県は、牛の所有者、飼養衛生管理者、市町村、関係団体等に対し必要な情報提供を行うとともに、ＢＳＥの発生時に備えた準備を行う。
- (3) 市町村及び関係団体は、都道府県が行う牛の所有者等への必要な情報の提供やＢＳＥの発生時に備えた準備に協力するとともに、牛の所有者に必要な支援を行う。
- (4) 関連事業者は、病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、行政機関が行うＢＳＥの発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

4 BＳＥの発生時には、円滑かつ的確な防疫措置により、まん延防止を図ることが重要である。

防疫措置を実施するための経費については、家伝法第 58 条から第 60 条の 2 までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、家伝法第 60 条の 3 では、防疫措置が発生初期の段階から的確かつ迅速に講じられるようにするため、予備費の計上その他の必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関、関係団体等は、次の役割分担の下、的確かつ迅速な初動対応を行う。

- (1) 農林水産省は、必要な防疫措置等を定めた防疫方針（第 5 の 2 の（1）の防疫方針をいう。）の決定・見直しを責任を持って行うとともに、これに則した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、家伝法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てす

る。

- (2) 都道府県は、(1)の防疫方針に則した具体的な防疫措置を的確かつ迅速に実施する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県が行う具体的な防疫措置に協力する(都道府県が市町村、関係団体等に委託して防疫措置を実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、家伝法に基づく国の費用負担の対象となる。)。

- 5 B S Eの発生時には、迅速な疫学調査により、過去の飼料給与状況、同居牛等を把握することで、~~疑似患畜を特定し、当該疑似患畜の検査、殺処分及び焼却処分を行うことで~~感染源を確実に遮断するとともに、飼料規制上の問題の有無について検証することが重要である。

このため、行政機関及び関係機関は、B S Eの発生時における的確なまん延防止措置及び飼料規制の検証が講じられるよう、危機管理体制を維持する必要がある。

- 6 なお、農林水産省は、家伝法第3条の2第2項の規定に基づき、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会(以下「小委」という。)の委員等の専門家の意見を聴きつつ、特定家畜伝染病緊急防疫指針(以下「緊急防疫指針」という。)を作成する。

第2 発生時に備えた事前の準備

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国や~~WOAH-OIE~~等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新のBSEの発生状況を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係機関、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。
- (2) 飼料規制の実効性を確認するため、関係機関と連携し、定期的に飼料製造業者、化製場等の事業者への立入調査等を行い、その結果を公表する。
- (3) 各都道府県のBSEの発生時に備えた準備状況を把握し、また、必要に応じて市町村、関係団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。

2 都道府県の取組

- (1) 牛の所有者及び死体を検案した獣医師（以下「所有者等」という。）に対して、特措法第6条第1項の規定に基づき、家伝法第13条第1項の規定による届出をする場合その他牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第2条各号に掲げる場合を除き、届出義務が生じていることを周知するとともに、第3の1の（1）のアの~~（ア）~~の検査が確実に行われていることを確認する。
- (2) 日頃から関係部局と連携し、農林水産省及び関係機関が行う飼料製造業者、化製場等の事業者への立入調査等に協力する。
- (3) 1の（1）により農林水産省から提供を受けた海外におけるBSEの発生状況に関する情報を、必要に応じ、電話、電子メール、ファクシミリ、郵送等により、全ての牛の所有者、飼養衛生管理者、市町村、関係団体等に周知する。
- (4) 牛の農場ごとに、BSEが発生した場合の防疫対応に必要な情報（農場の所在地、飼育頭数等）を把握する。
- (5) BSEの発生時に円滑かつ的確な防疫措置を実施できるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、衛生資材、薬品等の備蓄、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。

また、BSEの発生時における焼却施設の利用に関して、BSEの

患畜や疑似患畜が多数確認される場合等を想定し、あらかじめ焼却施設のリストアップを行い、当該施設が所在し、又は当該施設を管轄する都道府県、市町村等と調整する。

- (6) BSEの発生時に備え、市町村、関係団体等との連絡窓口の明確化、地域の牛の飼育状況等の情報共有等を行い、連携体制を整備する。
- (7) 都道府県畜産主務課の防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保するよう努める。また、防疫対応等の記録、経験及び経緯について、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

3 市町村及び関係団体の取組

1 及び 2 に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。

4 関連事業者の取組

1 から 3 までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第3 BSE監視のための検査

1 死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等

(1) 死亡牛検査及びその結果の報告

ア 死亡牛検査

~~（ア）~~都道府県知事は、特措法第6条第1項又は家伝法第13条の2第1項の規定に基づく届出のあった死亡牛について、当該死亡牛の所有者に対し、家伝法第5条第1項及び特措法第6条第2項の規定に基づき、家畜防疫員による検査を受けるべき旨を命令し、次のaから~~ee~~までに分類した上で、当該検査を実施する。

この場合、当該検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「家伝法施行規則」という。）第9条第2項及び別表第1の規定に基づく検査とする。

a ~~月齢に関わらず~~、死亡前に平成23年農林水産省告示第1865号（家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の規定に基づき、同法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状を定める件）第1号の表中牛の項及び第3号に規定する次の症状（以下「特定症状」という。）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛

① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。

~~i a~~ 興奮しやすい

~~ii b~~ 音、光、接触等に対する過敏な反応

~~iii e~~ 群内序列の変化

~~iv d~~ 搾乳時の持続的な蹴り

~~v e~~ 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し

~~vi f~~ 扉、柵等の障害物におけるためらい

② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。

b ~~満48か月齢以上であって、死亡前に歩行困難、起立不能等であった牛又は上記a以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛（以下「起立不能牛」という。）死亡前に歩行困難、起立不能等の症状（異常姿勢（犬座姿勢）、異常歩~~

様（特に後肢運動失調）、頭を低くすること、障害物回避が困難になること、起立不能等）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が進行性であり、行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由（感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因をいう。以下同じ。）では説明できないもの

c 上記 a 及び b に該当しない牛死亡前に進行性の行動変化（治療の効果が期待できない、沈鬱、緊張、目又は耳の左右非対称かつ過剰な動き、明らかな流涎の増加、鼻を舐める動作の増加、歯ぎしり、振戦、過剰な発声、パニック反応、過剰な警戒等）又は進行性の非特異的な症状（乳量減少、栄養状態の悪化、体重減少、徐脈及びその他心拍障害等）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明できないもの

d と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等の理由でと殺・解体禁止となり、死亡し又はとう汰された牛

e そのほか、家畜防疫員が検査の必要があると認めた死亡牛又はとう汰された牛

~~（イ）満 48 か月齢未満の死亡牛であって家伝法施行規則第 9 条第 2 項第 5 号以外のものは、特措法第 6 条第 1 項の規定に基づく届出対象ではなく、また、満 48 か月齢以上の死亡牛であっても特措法施行規則第 2 条各号の規定に該当する場合は、特措法第 6 条第 1 項の規定に基づく届出を行う必要がないとされているが、都道府県は、原則として、以下の死亡牛（特措法施行規則第 2 条第 6 号の規定に該当するもの並びに病原体が散逸するおそれがあるものとして家伝法第 16 条の規定に基づきと殺されたもの及び家畜防疫員が検査の実施が困難であると判断したものを除く。）について、（ア）と同様の検査方法により検査を実施することとする。~~

~~a 満 48 か月齢以上の死亡牛であって、家伝法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の疾病以外の家畜伝染病の患畜又は疑似患畜で死亡し、又は殺処分されたもの及び届出伝染病にかかっている又はかかっている疑いがあるもの~~

~~b そのほか、家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又はとう汰された牛（満 48 か月齢未満であって、（ア）の b に該当する牛等）~~

イ 死亡牛の検査結果の報告

都道府県は、家伝法第5条第1項の規定に基づき実施したBSE検査の結果について、死亡前の臨床症状の情報を含め、毎月20日までに、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。ただし、エライザ法で陽性が認められた場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

（留意事項）

1 死亡牛検査について（防疫指針第3の1の（1））

（1）死亡牛検査結果の取りまとめ及び動物衛生課への報告

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年4月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第3の1の（1）のサーベイランスの結果については、都道府県畜産主務課は農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）宛てに、毎月20日までに前月分を別記様式1 又は家畜疾病サーベイランス報告システムにより、検査状況を取りまとめ、報告する。また、防疫指針第3の1の（1）のアの~~（ア）~~のaに該当する牛については、別記様式2により、死亡前の臨床症状、確定診断結果等を報告する。

なお、死亡牛の届出はあったが、BSE検査を実施しなかった牛のうち、牛海綿状脳症特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第4条第1号から第4号までの場合に該当しない事例が確認された場合は、その都度、理由とともに動物衛生課に報告する。

（2）死亡牛検査及びその結果の報告について

ア 死亡前に防疫指針第3の1の（1）のアの~~（ア）~~のaの症状（以下「特定症状」という。）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の取扱い

以下のいずれかに該当する牛については、月齢に関わらず、防疫指針第3の1の（1）のアの~~（ア）~~のaに分類する。

- ① 死亡前に特定症状を呈していた又は呈していたその可能性が高い牛（治療をせず又は治療中にとり汰され又は死亡した牛を含む。）。具体的には、ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、髄膜炎、又は神経症（全身又は後軀に異常

が見られる中枢神経麻痺及び中枢神経系の腫瘍で、髄膜炎、旋回病、閉鎖神経麻痺、大腿神経麻痺、坐骨神経麻痺、脳腫瘍、脊髄腫瘍、末梢神経系腫瘍又は下垂体腫瘍）を呈しているであると疑われた又は確定診断された牛であって、かつ、治療に反応せず進行性の中枢神経症状を呈していた又はその可能性が高いもの牛

- ② 死亡原因が確定できない場合であって、かつ、牛の所有者の稟告等から、家畜防疫員により死亡前に特定症状を呈していた可能性が高いと判断された牛
- ③ 農場から異常牛（防疫指針第3の1の（2）のアの（ア）又は（イ）で示す異常を呈している又は呈している可能性が高い旨の通報を受けた牛をいう、家畜防疫員が特定症状を呈するものと認めた牛をいう。以下同じ。）を疑う届出があり、当該牛について、家畜防疫員により特定症状を呈すると判定される前に、死亡し又は家畜防疫員の確認を受けた上でとう汰された牛

なお、農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関において、BSEの感染実験に供された牛（陰性対象牛を含む。）については、原則として防疫指針に基づく検査対象とはしない。

イ

死亡前に歩行困難、起立不能等であった牛の取扱い

死亡前にBSE関連症状（防疫指針第3の1の（1）のアのbの症状又はcの症状のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）のうち歩行困難、起立不能等を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、獣医師が臨床症状から神経症状を呈する疾患（アの①以外の疾病で、低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、末梢神経系腫瘍又は閉鎖神経麻痺、大腿神経麻痺、坐骨神経麻痺、その他の末梢神経麻痺の感染症を疑わない進行性神経症状を呈する疾患をいう。以下本項において同じ。）であると疑ったもの（獣医師が生化学的検査や病理組織学的検査等により、その原因が神経症状を呈するBSE以外の疾患であると確定診断したものを除く。）については、防疫指針第3の1の（1）のアのbに分類する。以下のいずれかに該当する牛については、それぞれ、防疫指針第3の1の（1）のアの（ア）のb又は（イ）のa若しくはb若しくはcに分類する。

① 感染症を疑わない進行性の神経症状を呈する疾病としては、~~BSE~~以外にも低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウナー症候群等がある。獣医師が臨床症状、生化学検査等から、死亡前にこれらの~~BSE~~以外の疾病で歩行困難、起立不能又は神経症状を主徴とする疾病（~~1の（2）のアの①の疾病以外で、低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウナー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、癲癇、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、その他の末梢神経麻痺~~）であると診断し、

~~死亡し又はとう汰された満48か月齢以上の牛については、防疫指針第3の1の（1）のアの（ア）のbに分類する。~~

② ~~死体の検案により、アの①の疾病にかかっていたことが判明した場合については、牛の所有者、検案した獣医師等に当該牛の死亡前の症状を再度確認することとし、当該牛が特定症状を呈していた可能性が低い場合であって、満48か月齢以上の牛については、防疫指針第3の1の（1）のアの（ア）のbに分類する。なお、当該牛が特定症状を呈していた可能性が高い場合は、防疫指針第3の1の（1）のアの（ア）のaに分類する。~~

③ ~~満48か月齢以上の死亡牛であって、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項第1号及び第2号の疾病以外の家畜伝染病の患畜又は疑似患畜で死亡し、又は殺処分されたもの及び届出伝染病にかかっている又はかかっている疑いがあるものは、防疫指針第3の1の（1）のアの（イ）のaに分類する。~~

ウ 死亡前にBSE関連症状を呈していた又は呈していた可能性の高い牛の取扱い

死亡前にBSE関連症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛（防疫指針第3の1の（1）のアのbに分類される牛を除く。）であって、かつ、その原因を獣医師が生化学的検査や病理組織学的検査等により特定できなかったものについては、防疫指針第3の1の（1）のアのcに分類する。

エ④ 家畜防疫員が検査の必要があると認めた死亡牛又はとう汰された牛の取扱い~~満96か月齢未満であって、~~

特定症状又は歩行困難、起立不能等を示さないが、BSE検査が必要

であるとする合理的な理由（特定症状は示さなくても、これまでに観察したことの無いような行動や症状等の何らかの変化を感じられた場合等）があつて検査された場合は防疫指針第3の1の（1）のアの e（~~イ~~）の b に分類し、その理由を動物衛生課に報告する。

~~ウ 通常の死亡牛~~

~~満96か月齢以上であつて、届出対象である牛のうち、以下のいずれかに該当する場合は、防疫指針第3の1の（1）のアの（ア）のcに分類する。~~

- ~~① 通常の死亡牛（上述のア、イに該当しない牛。神経症状等を呈せず、事故等による骨折、削蹄不良等の原因が明らかな関節炎又は蹄病等により起立不能となり、死亡し又はとう汰された牛を含む。）~~
- ~~② 死亡前の症状が不明の牛~~

（参考：我が国における牛海綿状脳症の検査対象牛と国際獣疫事務局規準の比較）

日本の検査対象牛の区分	検査場所	症状	WOAHコード 以下の検査対象区分と症状を定めている
特定症状牛 ・死亡前に特定症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの 防疫指針第3の1の（1）のアの a	農場	特定症状 平成23年農林水産省告示第1865号第1号の表中牛の項及び第3号に規定する次の症状 ① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。 i 興奮しやすい ii 音、光、接触等に対する過敏な反応 iii 群内序列の変化 iv 搾乳時の持続的な蹴り v 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し vi 扉、柵等の障害物におけるためらい ② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。	(a) Cattle displaying progressive clinical signs suggestive of BSE ... that are refractory to treatment, and where the presentation cannot be attributed to other common causes of behavioral or neurological signs (e.g., infectious, metabolic, traumatic, neoplastic or toxic causes) （治療に反応しないBSEを疑う進行性の臨床症状を示す牛であつて、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な原因に起因しない（例：感染性、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因） (b) Cattle showing behavioral or neurological signs at ante-mortem inspection at slaughterhouses/abattoirs （と畜場におけると畜前の生体検査で行動変化又は神経症状を呈した牛）
起立不能牛	農場	BSE関連症状	

・死亡前に BSE 関連症状のうち歩行困難、起立不能等を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由（感染性、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因。）では説明できないもの 防疫指針第 3 の 1 の（1）のアの b		BSE は進行性の致死的な神経疾患であり、通常は徐々に発症し、治療には反応しない。定型 BSE では重症度や動物種によって幅広い臨床症状が報告されている。 次の①から③までに掲げる治療の効果が期待できない進行性の症状のいずれかを呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由（感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因をいう。以下同じ。）では説明できないものをいう。 ① 治療の効果が期待できない、沈鬱、緊張、目又は耳の左右非対称かつ過剰な動き、明らかな流涎の増加、鼻を舐める動作の増加、歯ぎしり、振戦、過剰な発声、パニック反応、過剰な警戒等の進行性の行動変化 ② 異常姿勢（犬座姿勢）、異常歩様（特に股関節失調）、頭を低くする、障害物回避が困難になること、起立不能等の姿勢又は運動の異常 ③ 乳量減少、栄養状態の悪化、体重減少、徐脈及びその他心拍障害等の非特異的な症状	(c) Cattle that are unable to rise or walk without assistance, with an appropriate supporting clinical history (i.e. the clinical presentation cannot be attributed to other common causes of recumbency) （補助無しでは起立又は歩行ができない牛であって、適切な臨床病歴があるもの（起立不能や歩行困難を呈する他の一般的な理由では説明できないもの）） (d) Cattle found dead (fallen stock) with an appropriate supporting clinical history (i.e., the presentation cannot be attributed to other common causes of death) （死んでいる状態で発見された牛であって、適切な臨床病歴があるもの（他の一般的な死亡理由では説明できないもの）） Article 11.4.18: Surveillance 1) BSE is a progressive, fatal disease of the nervous system of bovines that usually has an insidious onset and that is refractory to treatment. A range of clinical signs that vary in severity and between animals have been described for classical BSE: a) progressive behavioral changes that are refractory to treatment such as increased excitability, depression, nervousness, excessive and asymmetrical ear and eye movement, apparent increased salivation, increased licking of the muzzle, teeth grinding, hypersensitivity to touch and/or sound (hyperesthesia), tremors, excessive vocalization, panic-stricken response and excessive alertness; b) postural and locomotory changes such as abnormal posture (dog sitting), abnormal gait (particularly pelvic limb ataxia), low carriage of the head, head shyness, difficulty avoiding obstacles, inability to stand a
死亡牛 ・「特定症状牛」又は「起立不能牛」に該当しない牛であって、死亡前に BSE 関連症状を呈していた又は呈していた可能性が高く、その症状行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明で	と畜場農場		

<u>きないもの</u> <u>防疫指針第3</u> <u>の1の(1)</u> <u>のアのc</u> <u>と畜場における症状牛</u>			<u>nd recumbency;</u> <u>c) generalized non-specific signs such as reduced milk yield, loss of body condition, weight loss, bradycardia and other disturbances of cardiac rhythm.</u> <u>BSEは進行性の致死的な神経疾患であり、通常は徐々に発症し、治療には反応しない。定型BSEでは重症度や動物種によって幅広い臨床症状が報告されている。</u>
<u>一般的な死亡牛と畜場における症状牛</u> <u>・と畜場における生体検査で奇声、巡回等の行動異常、運動失調等の神経症状等の理由で、と殺・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛</u> <u>防疫指針第3</u> <u>の1の(1)</u> <u>のアのd</u>	<u>農場等と畜場</u>		<u>a) 治療の効果が期待できない、興奮しやすい、沈鬱、緊張、目、耳の左右非対称かつ過剰な動き、明らかな流涎の増加、鼻を舐める動作の増加、歯ぎしり、接触及び/又は音に対する過敏な反応、振戦、過剰な発声、パニック反応や過剰な警戒といった進行性の行動変化があること</u> <u>b) 異常姿勢（犬座姿勢）、異常歩様（特に股関節失調）、頭を低くする、障害物回避が困難になることや起立不能といった姿勢、運動異常</u> <u>c) 乳量減少、栄養状態の悪化、体重減少、徐脈及びその他心拍障害といった非特異的な症状</u>
<u>健康と畜牛</u>	<u>と畜場</u>		

（２）異常牛の発見及び検査の実施

ア 牛の所有者等から通報を受けたときの対応

都道府県は、次の場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場又はと畜場に派遣する。

また、都道府県は、通報者等に対し、当該農場の飼育家畜及び牛の死体等の移動を自粛するなど必要な指導を行う。

（ア）牛の所有者又は獣医師から、農場段階において、特定症状を呈する牛がいる旨の通報を受けた場合

~~（イ）と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等により、と殺・解体禁止となった牛がいる旨の通報を受けた場合~~

（イ）牛の所有者又は獣医師から、農場段階において、BSE関連症状（（１）のアのbの症状又はcの症状のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）のうち歩行困難、起立不能等の症状を呈している又は呈している可能性が高い牛であって、その症状が進行性であり、行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明できないものがある旨の通報を受けた場合

（ウ）と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等により、と殺・解体禁止となった牛がいる旨の通報を受けた場合

イ 都道府県による臨床検査等

（ア）家畜防疫員は、アの（ア）若しくは（イ）の農場又は同（ウイ）のと畜場において、家畜防疫員が異常牛（アの（ア）又は（イ）で示す異常を呈している又は呈している可能性が高い旨の通報に係るを受け、家畜防疫員が特定症状を呈するものと認めた牛をいう。以下同じ。）について、当該牛及び当該牛が飼育されていた農場の同居牛に対して特定症状等の有無について、徹底した臨床検査を実施する。

なお、臨床検査の際、必要に応じて可能な限り、デジタルカメラ等により動画を撮影する。

（イ）家畜防疫員は、（ア）の臨床検査の結果、BSEを疑う場合には、（ア）の臨床検査が終了し次第、過去の動物性加工たん白質の給与歴の有無、移動履歴、アの（ア）の通報に係る事項の状況、症状に関する報告等を記載した調書を作成し、撮影した動画とともに、速やかに都道府県畜産主務課に調査の結果を報告する。

（ウ）都道府県畜産主務課は、（ア）の臨床検査の結果、BSEを疑う場合には、速やかに動物衛生課に臨床検査の結果を報告するとともに、当該牛が当該都道府県外の農場から当該都道府県の農場又はと畜場に出荷された牛である場合には、出荷農場が所在する都道府県畜産主務課（以下「出荷都道府県畜産主務課」という。）にも当該結果を連絡する。

~~また、（イ）の調査の結果、当該牛が満 12 か月齢まで当該都道府県以外の農場で飼育されていたことが判明した場合、都道府県畜産主務課は、飼育されていた農場が所在する都道府県畜産主務課に関連情報を速やかに連絡する。~~

（留意事項）

- 2 臨床検査等に係る調書について（防疫指針第 3 の 1 の（2））
防疫指針第 3 の 1 の（2）のイの（ア）の家畜防疫員による農場等での臨床検査の結果については、別記様式 3 により記録する。

（エ）都道府県畜産主務課は、（ア）の臨床検査の結果に基づき、動物衛生課と協議の上、経過観察の必要性について検討を行う。経過観察が必要と認められた牛については、家畜防疫員は、家伝法第 14 条第 3 項の規定に基づき、21 日を超えない範囲内で、移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定症状の有無を確認し、都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡する。

（オ）都道府県畜産主務課は、（ア）の臨床検査及び（エ）の経過観察の結果、当該牛が B S E である可能性が高い場合、動物衛生課と協議の上、家伝法第 20 条第 1 項の病性鑑定としてエライザ検査を実施する。

(留意事項)

3 特定症状の判定及び異常牛検査による疑似患畜の判断（防疫指針第3の1の(2)）

異常牛を疑う届出を受け、家畜防疫員が特定症状に該当するか否かを判定するに当たっては、治療への反応、~~防疫指針第3の1の(2)のアの(ア)に示す~~BSEに特徴的な症状を踏まえて総合的に判断する。~~過去のBSE牛との疫学的関連性、月齢（出生年）等を踏まえて総合的に判断する。~~

なお、留意事項1から3においては、生前の異常行動等の履歴がBSE検査の対象とするか否かを判断する重要な情報となるため、牛の所有者にあっては、平時の健康観察を徹底するとともに、異常行動等が認められた場合は適切に記録・保管し、獣医師の求めに応じて情報提供すること。

(3) (1)のアの検査（死亡牛検査）又は(2)のイの(オ)の検査（病性鑑定としてのエライザ検査）で陽性となった場合の対応

都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課及び動物衛生課（加えて、必要に応じて出荷都道府県畜産主務課）に対して、(1)のアの検査又は(2)のイの(オ)の検査で陽性となった旨を連絡するとともに、動物衛生課と協議の上、確定検査のため、検体（生及びホルマリンで固定された延髄）を、(5)の死亡牛等の確定検査を我が国で唯一実施している国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に送付する。また、動物衛生課は、その旨を厚生労働省に連絡する。

(留意事項)

4 BSE検査に係る解剖及び採材方法について（防疫指針第3の1）

家畜保健衛生所における本病の検査に係る解剖、採材等に当たっては、以下の点に留意する。

(1) 服装、器具

フード付きディスポーズブルのつなぎを着用する。頭部はつなぎのフードをかぶり、マスク及びフェイスシールドを着用する。2対のディスポーズブルグローブの間に切創防止用インナーグローブを着用し、作業着の袖口と外側の手袋はテープで固定する。刀等はできる限りディスポーズブルのものを使用する。

(2) 採材箇所

次のいずれかで行う。

ア 脳のみを採材する。延髄の一部を密閉容器に入れ（バッファー等は使用しない）4℃（氷詰）保存し、残りの部分は右半分を4℃（氷詰）保存し、左半分を10%中性緩衝ホルマリンで固定する。

イ 大孔法により、脳幹部のみを採材し、延髄の一部をする。密閉容器に入れ（バッファー等は使用しない）4℃（氷詰）保存し、残りの部分は右半分を4℃（氷詰）保存し、左半分を10%中性緩衝ホルマリンで固定する。

ウ 脳が融解液化していると考えられる場合は、大孔法に準じて脳幹部のみを採材する。

~~※ 疑似患畜とされた牛については、開頭法により脳全体を採材することとする。脳は正中で縦断して、右半分を生材料として冷凍し、左半分を中性緩衝ホルマリン固定材料とする。~~

~~※ エライザ検査で陽性となった牛については、検査結果判明後、直ちに頭部を冷凍保存する等の措置を行う。~~

(3) 術式

ア 解剖及び採材は、大きなシートの上又は施設内において、かつ、汚水の消毒が可能な場所において行う。

イ 生体は可能な限り全身麻酔下で放血殺する。放血にはカニューレを用い、血液はビニール袋等にできる限り回収する。回収した血液は焼却処分するが、エライザ検査で陰性が確認されたもののみであれば他

の衛生的な処理を行うことも可能である。

ウ 脳のみを採材する。組織片の飛散を避けるため、開頭には鋸その他、家畜防疫員が適当と認める器具・器材を用いる。主病変は脳幹部に存在するので、この部位を破損しないよう十分注意する。大孔法による場合には、別添 1 により、脳幹部を採材する。

エ 別添 2 により、延髄の一部を 4℃（氷詰）保存用に採材する。小脳及び脳の残りの部分は正中で縦断して、右半分を 4℃（氷詰）保存し、左半分を 10% 中性緩衝ホルマリンに浸漬し固定する。

オ 脳が融解液化していると考えられる場合は、大孔法に準じて別添 3 により、延髄 5 g 程度を 4℃（氷詰）保存用に採材する。

※ 解体時は、できる限り内容物が散乱しないように注意し、回収して焼却処分する。

（４）終了後の洗浄、消毒

ア 解剖器具等は焼却可能な布等で汚れを落とした後、次のいずれか又は同等以上の消毒処理を行う。

① 2 規定の水酸化ナトリウム水に 2 時間浸漬し、水洗した後、121℃ 20 分のオートクレーブ処理を行う。

② 3 % ドデシル硫酸ナトリウム水（以下「3 % SDS 水」という。）により 10 分間煮沸処理し、水洗した後、121℃ 20 分のオートクレーブ処理を行う。

③ 3 % SDS 水に浸漬したまま、121℃ 20 分のオートクレーブ処理を行う。

④ 有効塩素濃度 2 % 以上の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一昼夜漬けて消毒する。

イ 解剖室は有効塩素濃度 2 % 以上の次亜塩素酸ナトリウム水で消毒する。

ウ ディスポーザブル用品は全て焼却する。

エ 長靴は履いたままブラシを用いて、有効塩素濃度 2 % 以上の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一昼夜漬けて消毒する。

使用済みの消毒薬等については、環境や水系を汚染しないように中和等の処理を行った上で、地方公共団体条例等に従い処分する。

（５）動物衛生研究部門への材料の搬入

ア 都道府県畜産主務課を通じ、動物衛生課に連絡するとともに、原則として家畜保健衛生所においてエライザ検査を行う。エライザ検査が陽性の場合は、別記様式 2 又は 3、エライザ検査の結果及び病性鑑定依頼書（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）が定める様式）を添えて動物衛生研究部門に材料を搬入する。

イ 搬入材料

（ア）生材料：別添 2 に準じ、縦に分割した延髄約 5 g を採材し、門部約 3 cm 及びその前後を別の密閉容器に入れる。なお、容器は密栓した上、周囲を 2 規定の水酸化ナトリウム水で消毒し、さらに頑丈な輸送用の容器に収める。この輸送用容器ごとクーラーボックス中に収め、冷蔵にて動物衛生研究部門に搬入する。検体を送付する場合には参考 1 に従う。やむを得ず延髄生材料を長期間保存する際は密閉容器に入れて-80℃保存する。なお、エライザ検査に供試した乳剤の残りについても動物衛生研究部門に送付する。

（イ）固定材料（病理組織学的検査及び免疫組織化学的検査に使用する。）：10%中性緩衝ホルマリンで固定する。固定容器の周囲を 2 規定の水酸化ナトリウム水で消毒後、ホルマリンが漏出しないように注意して動物衛生研究部門に搬入する。

（６）消毒等の措置

ア 病性鑑定施設は有効塩素濃度 2 % 以上の次亜塩素酸ナトリウム水等で消毒する。

イ ~~疑似患畜以外のもの~~でエライザ検査で陰性となった場合は、①死体を直接焼却、②陰性を確認した後に肉骨粉処理を行い焼却、又は③化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 2 条の規定に基づき埋却することとする。ただし、①にあつては、エライザ検査で陰性が確認される前であっても実施することができるものとする。

（７）問い合わせ先

動物衛生研究部門 疾病対策部行政連携室
（TEL：029-838-7707）

(4) 動物衛生研究部門による確定検査の陽性判定に備えた準備

(3) の検体を動物衛生研究部門に送付する際、都道府県又は出荷都道府県は、次に掲げる措置を講じ、その進捗状況を動物衛生課に報告する。

ア (1) のアの検査で陽性となった牛の死亡前の臨床症状の把握

イ ~~(3) の検査中の牛の疑似患畜の焼却方法、同居牛の扱い、患畜・疑似患畜の当該牛の死体及び汚染物品等の処分場所への運搬方法等の検討~~

ウ ~~(3) の検査中の牛の過去の飼料給与状況、動物性加工たん白質の給与履歴の有無、移動履歴、同居牛の有無の把握及び飼料規制上の問題の有無の確認動物衛生研究部門による確定検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合には、当該牛の移動を自粛するよう指導するとともに、他の都道府県で当該牛が飼育されている場合は、当該他の都道府県の畜産主務課に連絡し、連絡を受けた都道府県畜産主務課は、当該牛の移動を自粛するよう指導~~

(5) 動物衛生研究部門による確定検査

動物衛生研究部門は、(3) により都道府県から検体の送付があった場合には、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。また、ウエスタンブロット法による検査では、非定型BSEか否かも確認する。

なお、動物衛生研究部門はBSEの確定検査を行うため、BSEプリオンを取り扱うことができるバイオセーフティレベル（病原体等を取り扱う実験室・施設に関する世界保健機関（WHO）による格付け）3相当の施設を維持・管理するよう努めることとする。

2 厚生労働省による検査

(1) 食肉衛生検査所におけるスクリーニング検査

と畜場の所在する都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課から、と畜後のスクリーニング検査において陽性となった旨の連絡を受けた場合には、直ちに、動物衛生課、出荷都道府県畜産主務課及び当該牛から生産されたもの（枝肉、内臓、蹄等）が所在する都道府県

の畜産主務課にその旨を連絡する。その後、関係都道府県では次の措置を講じ、その旨を動物衛生課に報告する。

ア と畜場の所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 出荷農場の特定

(イ) 当該牛から生産されたものがと畜場外に搬出されていないことの確認（と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 5 条の規定に基づくと畜検査の結果判明前のと畜場外への持ち出しがある場合は、その所在の確認）

(ウ) 当該牛の過去の飼料給与状況、動物性加工たん白質の給与履歴の有無、移動履歴、同居牛の有無の把握及び飼料規制上の問題の有無の確認疑似患畜となる可能性がある牛を特定するための疫学調査

~~（エ）（ウ）の疫学調査の結果、検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合に、当該牛が飼育されている農場が所在する都道府県畜産主務課への連絡（連絡を受けた都道府県は、当該牛の移動を自粛するよう指導）~~

イ 出荷都道府県畜産主務課は、1 の（4）のアからウまでに準じた措置を講ずる。

ウ 当該牛から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 当該牛から生産されたもののうち汚染物品となる可能性のあるものの保管に関する指導、確認

(イ) 汚染物品の焼却方法の検討

(2) 厚生労働省による確認検査

動物衛生課は、厚生労働省による確認検査（（1）のスクリーニング検査で陽性となった後に行われる検査をいう。以下同じ。）の結果について、厚生労働省から連絡を受けた際には、速やかにと畜場の所在する都道府県の畜産主務課及び出荷都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

第4 病性等の判定

1 病性の判定

農林水産省は、次の（１）又は（２）により病性を判定する。

（１）第３の１の（２）のイの（ア）及び同（エ）の結果を踏まえた病性の判定

第３の１の（２）のイの（ア）の臨床検査及び同（エ）の経過観察の結果、ＢＳＥである可能性が高い場合については、農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

（２）第３の１の（５）及び同２の（２）の結果を踏まえた病性の判定

動物衛生研究部門における確定検査（第３の１の（５））及び厚生労働省による確認検査（同２の（２））については、農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

2 患畜及び疑似患畜の判定

１の病性の判定の結果に基づき、次の（１）に該当する牛を患畜と判定し、（２）のいずれかに該当する牛を疑似患畜と判定する。

（１）患畜

１の（２）の農林水産省の病性判定の結果、陽性と判定された牛

（２）疑似患畜

ア 第３の１の（２）のイの（オ）において、病性鑑定が必要と判定された牛

~~イ 患畜と疫学的な関連性が高いと判断される牛であって、満 12 か月齢になるまでの間に、生後 12 か月以内の患畜と同居したことがあり、かつ、当該患畜と同じ飼料を給与されたもの（ただし、飼料の給与状況についての調査結果が得られない場合は、当該患畜の生まれた農場（牛群）において、当該患畜が産まれた日の前後 12 か月の間に生まれた牛）~~

イウ 第３の１の（５）の動物衛生研究部門による確定検査（~~ただし、~~同（２）のイの（オ）の検査で陽性となった場合において、都道府県から動物衛生研究部門に送付があったときに行われる確定検査

査を除く。)又は第3の2の(2)の厚生労働省による確認検査の結果、陽性とも陰性とも判定できず、他の検査の結果、小委の委員等の専門家の意見等を踏まえ、疑似患畜とすることが適当であるとされた牛

第5 病性等の判定時の措置

1 関係者への連絡

- (1) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜又は疑似患畜 (第4の2の(2)のアに該当するものを除く。第6の1の(1)、2の(2)並びに7の(1)及び(2)を除き、以下同じ。) であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地(市町村等)について、電話、電子メール、ファクシミリ等により連絡する。

ア 都道府県食品衛生主務課

イ 当該牛の所有者

ウ 死亡牛にあつては当該牛の死体を運搬した車両の所有者

エ 死亡牛にあつては当該牛の死体の保管施設及び採材施設

オ 当該都道府県内の関係市町村

カ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体等の関係団体

キ 関係都道府県

- (2) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜ではないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該牛の所有者に連絡する。また、異状の原因の調査を行い、その結果について当該牛の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

- (1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜 ~~(ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。)~~ である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省牛海綿状脳症防疫対策本部(以下「農林水産省対策本部」という。)を開催し、必要な防疫措置等を定めた防疫方針を決定する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

- (2) 農林水産省は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じ、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センター等の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

ア (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、農林水産省及び都道府県が連携を密にできるよう調整する職員

- イ (1)の防疫方針の見直し(緊急防疫指針の作成を含む。)を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
- ウ 殺処分、焼却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
- エ 小委に設置する疫学調査チーム
- (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実施するため、患畜又は疑似患畜~~(ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。)~~であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県牛海綿状脳症防疫対策本部(以下「都道府県対策本部」という。)を開催する。
- ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)のアの職員は、都道府県対策本部に出席し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、関係団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、当該防疫措置に必要な範囲内において、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 行政機関及び関係機関は、農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的及び所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

3 報道機関等への公表

- (1) 農林水産省は、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、その内容や今後の防疫措置等について都道府県及び厚生労働省(厚生労働省においては、厚生労働省による確認検査で陽性となった場合に限る。以下同じ。)とともに報道機関等に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、動物衛生課、都道府県畜産主務課及び厚生労働省で協議の上、病

性の判定前に公表する。

- (2) (1) による公表は、原則として、農林水産省、都道府県及び厚生労働省が同時に行う。
- (3) 発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地（市町村等）までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課及び都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関等に公表する。
- (5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 発生農場には近付かないなど、防疫措置の支障にならないようにすること。
 - ③ 非定型BSEについては、飼料を介して広がるものではなく、孤発性の発生である旨、周知すること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じて、疫学調査、発生農場における殺処分等の防疫措置等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関の協力を得て、必要な人員を確保できる体制を整える。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
- (2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等への職員の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第6 発生農場等における防疫措置

1 疑似患畜の処分殺処分等

~~—(1) 家畜防疫員は、第4の2の(2)のイに該当する疑似患畜については、当該疑似患畜の所有者に対し、家伝法第14条第1項の隔離を指示する。~~

~~—(2) 都道府県知事は、(1)で隔離された疑似患畜の所有者に対し、家伝法第17条第1項の規定に基づき、殺処分を命じる。~~

(1-3) 第4の2の(2)のア及び同イに該当する疑似患畜の処分(家伝法第20条第1項の病性鑑定のために当該疑似患畜を殺すことをいう。以下同じ。)殺処分は、原則として都道府県が定める施設の要件を満たす死亡牛の保管施設等で行う。

（留意事項）

5 死亡牛の保管施設、採材施設及びこれらに附帯する施設の要件並びに死亡牛の管理等の手順について（防疫指針第6の1）

都道府県畜産主務課は、次に掲げる死亡牛の保管施設、採材施設及びこれらに附帯する施設（以下「保管施設等」という。）の要件並びに死亡牛の管理等の手順をあらかじめ動物衛生課と協議して定める。ただし、既に同等の内容を含む規定を定めている場合については、この限りではない。

（1）施設の要件

- ① 他の場所と明確に区分されていること。
- ② 洗浄及び消毒が可能な構造であり、かつ、設備を有していること。
- ③ 必要に応じて廃水及び廃棄物の消毒が行える構造であり、かつ、設備を有していること。
- ④ 作業員及び作業車両の消毒のための設備を有していること。
- ⑤ 病原体の散逸を防ぐための措置を適切に講じることができること。

（2）管理等の手順

- ① 家畜防疫員又は都道府県が指定する者（以下「家畜防疫員等」という。）は、検査中の死体の管理が適切に行われるよう、自ら管理を行うとともに、関係者に対して必要な指示をすること。
- ~~② 家畜防疫員等は、本病に関する試験研究を推進するため、患畜と診断された牛が動物衛生研究部門等において適切に利用できるよう、エライザ検査が陽性となった時点で直ちに頭部を冷凍保存するなどの必要な措置を講ずるよう努めること。~~
- ②③ 家畜防疫員等は、保管施設等において対象牛の死体と届出事項を確認し、採材を行うこと。
- ③④ 家畜防疫員等は、採材及び保管に際しては、病原体の散逸防止のため、保管、洗浄、汚水の消毒等を適切に実施すること。
- ④⑤ 家畜防疫員等は、検査終了後の死亡牛に検査済みの標識等を行い、保管施設からの搬出時に取り違えのないよう措置を講ずること。
- ⑤⑥ 家畜防疫員等は、BSE検査で陰性が確認された死亡牛の移送、焼却、埋却、化製処理、肉骨粉の焼却等が適切に行われるよう関係者を指導すること。なお、患畜又は疑似患畜とされた死体並びに汚染物品の処理については、防疫指針第6の3及び4に基づき、家畜防疫員の管理下で焼却処理を行うこと。

~~⑥⑦~~ その他家畜防疫員等が必要と認めた事項に関すること。

~~⑦⑧~~ ①及び③から⑦までの措置が確実に講ぜられたことを記録し、個体ごとに確認できるようにしておくこと。

(~~2-4~~) ~~やむを得ず畜舎外で農場において処分を行う殺処分する~~場合には、必要に応じ、次の措置を講じる。

ア 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

イ 牛が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

(~~3-5~~) 殺処分は、作業者の安全を確保することに留意し、麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉に配慮をした上で行うとともに、牛の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分配慮する。

(~~4-6~~) (~~1-3~~) で殺処分された牛について、死亡牛の保管施設等で、第3の1の(2)のイの(オ)の病性鑑定のための検査材料(脳)の採取を行い、病性鑑定を実施する。

~~—(7) 都道府県は、必要に応じ、民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、殺処分を完了させる。—~~

2 患畜及び疑似患畜の同居牛の措置

(1) 家畜防疫員は、家伝法第14条第3項の規定に基づき、患畜(~~非定型BSEを除く。以下本項において同じ。~~)又は疑似患畜の同居牛、~~生後12か月まで患畜が患畜又は疑似患畜が満12ヵ月齢まで飼育されていた農場で飼育されている牛等~~の、~~患畜となるおそれがある牛~~の飼育者に対して、必要に応じて21日を超えない範囲内において期間を限り、当該牛の移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定症状及びBSE関連症状の有無を確認し、都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡する。

(2) (1)の結果、BSEである可能性が高い牛が確認された場合、動物衛生課は、小委の委員等の専門家に対して、家伝法第20条第1項の病性鑑定の実施について意見を聴取する。その結果、病性鑑定の実施が必要とされた場合、動物衛生課と協議の上、当該牛を第4の2の(2)のアの疑似患畜とし、病性鑑定を実施する。

(3) (1)の期間内において、特定症状が確認されなかった場合は、当

該牛を通常の取扱いとする。

3 死体の処理

- (1) 患畜又は疑似患畜とされた死体については、学術研究の用に供される場合を除き、800℃以上で焼却されたことを確認する。
- (2) (1) の処理に際しては、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から患畜又は疑似患畜とされた死体の投入場所まで必要に応じてシートを敷く。
 - イ 患畜又は疑似患畜とされた死体置場は、焼却施設等にある他の物品等の置場と隔てて設置するなどの措置を講ずる。
 - ウ 焼却開始後、運搬経路及び運搬機器等の消毒を速やかに実施する。
 - エ 焼却が完了したことを家畜防疫員が確認する。

4 汚染物品の処理

- (1) 家伝法第 23 条第 1 項の規定に基づき、患畜又は疑似患畜の分娩後に排出された胎盤等 B S E プリオンによる汚染のおそれがある物品の所有者は、当該物品を汚染物品として、800℃以上で焼却されたことを確認する。

ただし、患畜又は疑似患畜の生存時の当該患畜又は疑似患畜に由来する糞尿、生乳、精液、国際受精卵移植学会（International Embryo Transfer Society）の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵及び未受精卵は、汚染物品に当たらない。
- (2) (1) に際しては、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から焼却施設の汚染物品の投入場所まで必要に応じてシートを敷く。
 - イ 汚染物品の置場は、焼却施設にある他の物品等の置場と隔てて設置するなどの措置を講ずる。
 - ウ 焼却開始後、運搬経路及び運搬機器等の消毒を速やかに実施する。
 - エ 焼却が完了したことを家畜防疫員が確認する。

5 畜舎等の消毒

患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等において、汚染物品が付着してい

ることが確認された場合、家伝法施行規則第 30 条の基準に従い、患畜又は疑似患畜が畜舎から搬出された後、少なくとも 1 回消毒を実施する。

また、BSE プリオンによる汚染が疑われる物品の消毒は、有効塩素濃度 2 % 以上の次亜塩素酸ナトリウム水等を用いて行う。

6 疫学情報の収集

(1) 都道府県は、動物衛生課から、第 4 の 2 により、牛が患畜（非定型 BSE を除く。以下 (2) において同じ。）又は疑似患畜（ただし、第 4 の 2 の (2) のイに該当するものを除く。）であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、発生農場等における牛の飼育状況、給与飼料等の情報を徹底して収集する。

その際、都道府県は、動物衛生課、関係都道府県及び市町村並びに独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して、飼料、動物用医薬品等への肉骨粉等の混入の可能性の有無等を確実に把握する。

(2) また、(1) の結果、第 4 の 2 により、患畜又は疑似患畜であると判定された牛が満 12 か月齢まで当該都道府県以外の農場で飼養されていたことが判明した場合、都道府県畜産主務課は、飼養されていた農場が所在する都道府県畜産主務課に関連情報を速やかに提供する。

(3) (2) により連絡を受けた都道府県は 2 の (1) の臨床検査を実施する。

（留意事項）

6 疫学情報等の収集について（防疫指針第 6 の 6）

防疫指針第 6 の 6 の疫学情報の収集は、参考 2 のチェックリストを参考に行う。

7 牛の評価

(1) 家伝法第 58 条の規定に基づく手当金の評価額は、疑似患畜（第 4 の 2 の (2) のアの疑似患畜をいう。以下本項及び (2) において同じ。）であることが確認される前の状態のものとし、当該牛が疑似患畜であることは考慮しない。

- (2) 評価額の算出は、原則として、当該牛の導入価格に、導入日から疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該牛の泌乳量、体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- (3) 牛の所有者等は、**殺処分**に先立ち、牛の評価額の算定の参考とするため、**殺処分**の対象となる個体ごとに、当該牛の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

（留意事項）

7 牛の評価額の算定方法（防疫指針第6の7）

患畜又は疑似患畜となった牛の評価額の算定については、「家畜伝染病予防法第五十八条に規定される手当金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について」（昭和26年7月10日付け26畜局第2673号畜産局長通知）等を参考にすること。

8 と畜場におけるBSEの発生時の措置

- (1) 出荷都道府県は、**患畜（非定型BSEの患畜を除く。）又は疑似患畜が確認された**出荷農場の同居牛について、**疑似患畜となる可能性がある牛を特定し、疑似患畜の病性鑑定等を行うとともに、第6の6の疫学情報の収集を進める。**
- (2) 患畜**又は疑似患畜**から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。
- ア 患畜から生産されたもののうち汚染物品の特定及びその保管
- イ 汚染物品の焼却方法の指示

第7 発生の原因究明

BSEのまん延防止及び再発防止のためには、感染源及び感染経路の究明が重要である。しかしながら、BSEは発生率が低く潜伏期間が長いという特徴を有しているため、因果関係の特定が困難である。このため、感染源及び感染経路の究明については、疫学的手法による分析・評価が必要である。

- 1 農林水産省及び都道府県は、BSEの発生の確認後直ちに、患畜（非定型BSEの患畜を除く。）又は疑似患畜（~~ただし、~~第4の2の（2）のアに該当するものを除く。）の生産地、飼料の給与状況等の疫学調査、飼料等の原材料の流通経路・成分等に関する調査を、関係都道府県及び市町村並びに動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センター及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して実施する。

この場合、BSEは発生の機序等科学的に未解明な部分が残されていることに鑑み、その原因について、あらゆる可能性について予断を持たずに調査する。

- 2 農林水産省は、小委の委員等の専門家からなる疫学調査チームを設置し、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ、原因究明の分析及び取りまとめを行う。

第8 研究の推進

BSEに関する研究については、これまで行われてきた研究により一定の成果が得られているものの、特に孤発性の疾病であるとされていることが示唆されている非定型BSEの感染性の解明や検出技術の開発等が依然として求められており、農林水産省は、国内の動物衛生に関する唯一の専門研究所である動物衛生研究部門を中心に、国内外の関係機関とも連携しつつ、引き続き、知見の収集、試験研究の推進等に努める。

第9 その他

- 1 種雄牛等遺伝的に重要な牛を含め、畜産関係者の保有する牛について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は将来的な防疫措置の検討に資するため、第8で得られた研究結果、国内外の発生状況等を踏まえた検証を関係機関と協力して進めるとともに、必要に応じて本指針を速やかに見直す。

(別記様式 1)

死亡牛届出及びBSE検査の状況(留意事項 1 (1))

都道府県名:

年 月 分

月 齢	合 計		特定症状牛		起立不能牛		BSE 関連症状牛		と畜場牛		その他	
	届出 頭数	検査 頭数	届出頭数 (ア) a	検査頭数 (ア) a	届出頭数 (ア) b	検査頭数 (ア) b	届出頭数 (ア) c	検査頭数 (ア) c	届出頭数 (ア) d	検査頭数 (ア) d	届出頭数 (ア) e	検査頭数 (ア) e
満 12 か 月 齢 未 満												
満 12 か 月 齢 以 上												
満 24 か 月 齢 以 上												
満 48 か 月 齢 以 上												
満 60 か 月 齢 以 上												
満 72 か 月 齢 以 上												
満 84 か 月 齢 以 上												
満 96 か 月 齢 以 上												
満 108 か 月 齢 以 上												
不 明												
合 計												

※届出頭数については、指針第3の1の(2)のアの分類ごとに、特措法第6条第1項又は家伝法第13条の2第1項の規定に基づき届出
がされたものを記入する。(指針第3の1の(2)のアに基づき通報を受けたものを含む。)

※検査頭数の内訳は、都道府県において実施したエライザ検査の結果を記入する。

※(ア)-a-アのaに分類される牛については、別記様式2を併せて提出すること。

※ ~~(イ)~~ ｂ-アの e については、検査を実施した理由書を添付すること。

○届出頭数と検査頭数との差については、検査を実施しなかった内訳等を以下により分類して記載する。

B S E 特措法施行規則第 4 条第 1 号	頭
B S E 特措法施行規則第 4 条第 2 号	頭
B S E 特措法施行規則第 4 条第 3 号	頭
B S E 特措法施行規則第 4 条第 4 号	頭
そ の 他	頭

※その他に該当する例がある場合は、その理由を別葉に記載して報告する。

(別記様式2)

都道府県名：_____
家畜保健衛生所名：_____
担当者名：_____

牛海綿状脳症（BSE）検査材料の詳細（留意事項1（1））

- 1 検体番号（都道府県の通し番号）：_____
- 2 採材年月日：____年____月____日
（検査施設への）送付月日：____年____月____日
検査年月日：____年____月____日
- 3 検体の報告：家畜防疫員・獣医師・所有者
- 4 家畜保健衛生所での BSE エライザ検査の結果：陰性・陽性（____月____日）
- 5 動物性たん白質を含む飼料給与の有無：有・無
有の場合：当該飼料の種類_____
※肉骨粉を含む配合飼料、人工乳等。報告時点で判明していれば製品名も記載する。
- 6 当該牛の情報
○品種：_____（ホルスタイン種、黒毛和種、交雑種等の別）
○用途：_____（繁殖、肥育等の別）
○生年月日：____年____月____日
○死亡（推定）年月日：____年____月____日（____か月齢）
○性別：雄・雌
○個体識別番号：_____
○症状
☐ ①治療に反応せず、次の ia～ig に該当する行動や神経症状を伴う進行性の変化（以下の該当する項目にチェックを入れる。当該牛の性格と考えられるものは除く。）
ia： ☐ 興奮しやすい（☐ 攻撃的又は好戦的）
ib： ☐ 音、光、接触等に対する過敏な反応
ic： ☐ 群内序列の変化
id： ☐ 搾乳時の持続的な蹴り
ie： ☐ 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
if： ☐ 扉、柵等の障害物におけるためらい、~~☐ 怯え又は神経質~~
ig： ☐ 後肢麻痺 ☐ 盲目 ☐ 旋回_____
~~☐ 異常な頭の動き ☐ 運動失調（異常な歩様） ☐ 異常に鳴く~~
~~☐ 異常に舐める ☐ 眼瞼又は口唇の下垂 ☐ 震とう又は眼振~~
~~☐ その他BSEを疑う行動・症状（_____）~~
☐ ②感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状
具体的な症状（_____）
☐ ③BSE関連症状（_____）
☐ ④その他BSEを疑う行動・症状（_____）
- 診断
①臨床診断（検案）名：_____
②確定診断名：_____（検査手法：_____）
※4で BSE エライザ検査陽性の場合、②の記載は不要
- 7 当該家畜の処理：全焼却・その他（_____）
- 8 その他追加すべき事項（病歴、臨床症状の経過等）
〔 _____ 〕

(別記様式3)

異常牛を疑う牛の発生届出事項 (留意事項2)

都道府県

家畜保健衛生所

1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

2 届出者：(氏名) (職業)
(住所) (連絡先)

3 発生農家：(氏名) (職業)
(住所) (連絡先)

4 届出事項：
異常頭数： 品種： 生年月日(月齢)： 、性別：
当該牛の生産地： 導入元： 個体識別番号：

5 症状

☐① 治療に反応せず、次の ia～vig に該当する行動や神経症状を伴う進行性の変化
(以下の該当する項目にチェックを入れる。当該牛の性格と考えられるものは除く。)

ia： ☐ 興奮しやすい (☐ 攻撃的又は好戦的)

iib： ☐ 音、光、接触等に対する過敏な反応

iiie： ☐ 群内序列の変化

ivd： ☐ 搾乳時の持続的な蹴り

ve： ☐ 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し

vif： ☐ 扉、柵等障害物におけるためらい、☐ 怯え又は神経質

g： ☐ 後躯麻痺 ☐ 盲目 ☐ 旋回

☐ 異常な頭の動き ☐ 運動失調(異常な歩様) ☐ 異常に鳴く

☐ 異常に舐める ☐ 眼瞼又は口唇の下垂 ☐ 震とう又は眼振

☐ その他 BSE を疑う行動・症状 ()

☐② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状
具体的な症状 ()

☐③ BSE 関連症状 ()

☐④ その他 BSE を疑う行動・症状 ()

6 その他の症状：

7 5及び6の症状の経過：

8 既にとった措置：

9 動物性たん白質飼料給与歴の有無：

有・無(有の場合、種類： 、給与歴：)

10 届出者への指示事項：

11 届出受理者氏名：

12 処置：

(1) 届出(時間)

家畜保健衛生所： 、都道府県畜産主務課：

(2) 現地調査

氏名：

、出発時間：

大孔法の手順（留意事項 4（3）ウ）

- 1 頭部を後頭骨と環椎の間で切断する。
- 2 切断した頭部を、上下を逆にして下顎が上になるように解剖台の上に置く。
- 3 大孔（大後頭孔）から延髄と硬膜の間にヘラ状のスプーン（葉匙など）を挿入し、延髄から硬膜を注意深く剥離しつつ、第 7、8、9、10 及び 11 脳神経を切断する。
- 4 ヘラ状スプーンを注意深く使い、小脳脚を切断（図 1）、さらに小脳脚部で脳幹部を切断する（図 2）。

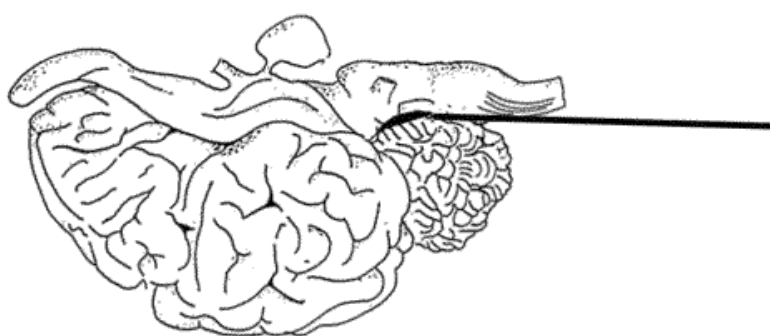


図 1：小脳脚を切断

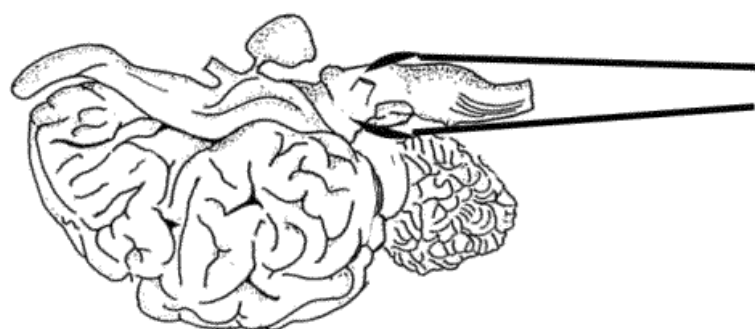


図 2：小脳脚部で脳幹部を切断

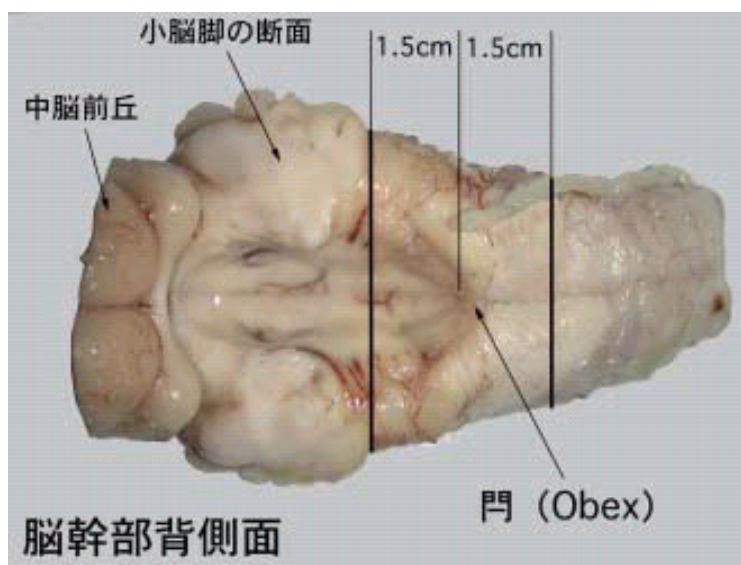
- 5 脳幹部を注意深く摘出する。

注意：特に延髄門部を破損しないよう、細心の注意を払うこと。

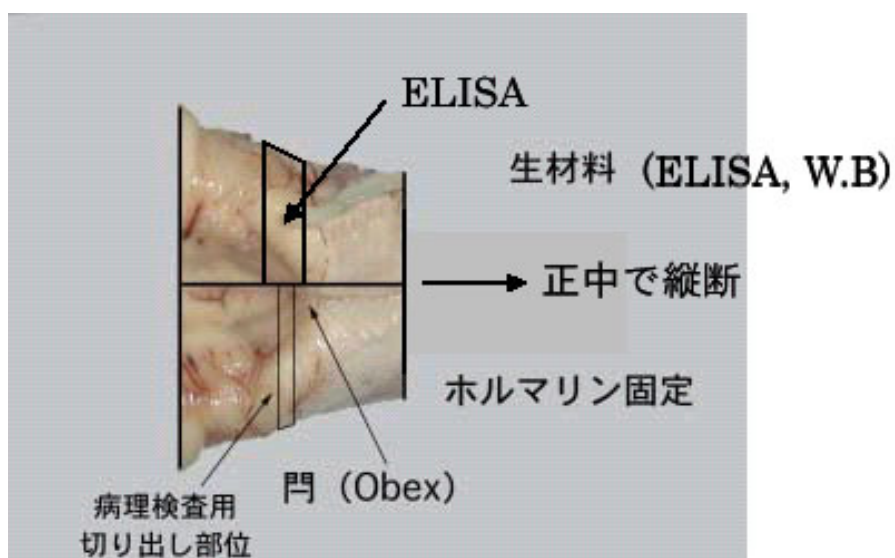
(別添 2)

採材方法 (留意事項 4 (3) エ)

- 1 ナイフ又は剃刀を使用し、脊髓中心管の入り口を必ず中央にして前後約 1.5 cm の位置で延髄を横断する。



- 2 ナイフ又は剃刀を使用し、正中で門部を含む延髄を縦断する。



- 3 1の前後の残りの部分はナイフ又は剃刀を使用して正中線で縦断し、右側を生材料、左側をホルマリン固定材料とする。なお、これらの部位の生材料は、門部の生材料とは別の容器に入れること。

脳が融解液化している場合の採材方法（留意事項 4（3）オ）

脳が融解液化していると想定される場合は、大孔法の手順（別添 1）による採材に準じて行う。

- 1 ヘラ状のスプーン（薬匙又は本病検査材料採材用スプーン）を用いて脳幹部 5 g 程度をかきとる。
- 2 ある程度の形状を保っている場合には、悶部（Obex）近傍の領域を採材する。
- 3 完全に融解している場合には、かきとった試料を混合（コニカルチューブに入れてボルテックス）し、全体を均一にした後秤量、採材する。

検体の郵送に当たっての注意（留意事項 4（5）イ（ア））

検査検体は、世界保健機関策定の「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」における輸送分類のカテゴリーB（感染が疑われ、ウイルスを含む可能性がある物質、分類番号 UN3373）として扱い、内国郵便約款（平成 24 年 10 月 1 日実施）第 9 条第 4 項に基づき、国連規格容器の適切な包装等を行い、送付すること。

「1 次容器（検体を入れたチューブ）」、「2 次容器（UN3373 に適応した密閉容器）」、「3 次容器（外装用の段ボール箱などの容器）」から成る 3 重包装を施した上で、外箱（オーバーパック）に収納し、安全な梱包に特段の配慮を行うこと。なお、2 次容器については、ボトル型の容器以外に、UN3373 の国連規格に適合したパウチ袋も市販されているので、これを利用してもよい。人命にかかわる爆発の危険性があるため、1 次及び 2 次容器（密閉容器）内に、ドライアイスを入れないことを徹底すること。

なお、差出しに当たっては、当該郵便物の輸送方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、以下の注意点を考慮の上、当該郵便局に差し出すこと。

1. 内容物が漏れないように梱包を行うこと。検体を入れた 1 次容器は、キャップが輸送中に緩まないようにパラフィルムを巻きつけること。2 次容器（密閉容器）の中には、1 次容器内の液体等が漏出した場合に液体等を吸収するのに十分なペーパータオル等の吸収剤を入れること。また、2 次容器の中にはクッション（古紙や気泡緩衝材等）を入れて、輸送中の 1 次容器を安定に保持する。50mL 以上の液体では、1 次容器の口が上を向くようにすること。
2. 1 次・2 次容器内にドライアイスを絶対に入れないこと。ドライアイスを入れる場合は、3 次容器とオーバーパックの間に入れること。
3. 3 次容器の表面に、「UN3373」マーク、「内容物：牛、めん羊又は山羊組織「危険物」 正味量 Net Qty：〇〇mL 又は△△g」、「荷送人（氏名、機関住所）」、「受取人（氏名、機関住所）」、「緊急連絡先の電話番号」を表示すること。
4. オーバーパックに「OVERPACK」と「UN3373」マークを表示すること。さらに「内容物：牛「危険物」 正味量 Net Qty：〇〇mL、△△g」、「荷送人（氏名、機関住所、電話番号）」、「受取人（氏名、機関住所、電話番号）」を表示すること。
5. 3 次容器とオーバーパックの間にドライアイスを入れた場合には、オーバーパックに国内貨物における「第 9 分類危険物ラベル」を貼付し、その脇に「UN1845 Dryice Net Qty 〇〇kg」と表示すること。
6. その他の表示等については、業者の指示に従うこと。
7. ゆうパックを使用する場合は、ゆうパックの送り状の品名欄に、「検査検体・危険物」と記すこと。また、ドライアイスを使用した場合は、ゆうパックの送り状の摘要欄に「ドライアイス在中」と記すこと。
8. 郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。
9. 1 容器当たりの内容量は、液体の場合は 1,000mL、個体の場合は 50 g を限度とすること。

10. 表示に必要なラベルは、以下の（１）から（４）までの各ラベルをプリントアウトして、３次容器、オーバーパックへ貼付表示する。適宜、拡大／縮小して用いてよい。

- （１） UN3373 カテゴリーB 表示 （３次容器に表示する。ゆうパック利用の場合は、オーバーパックにも表示する）

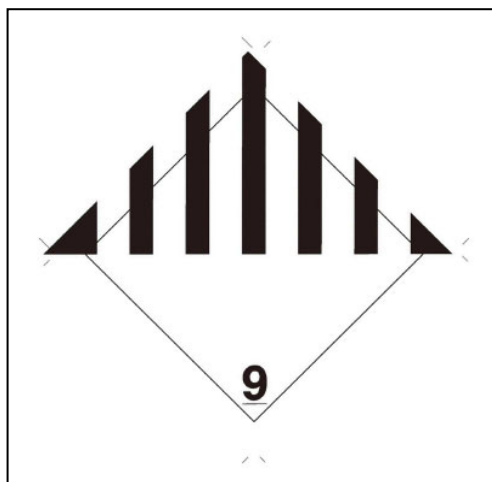


- （２） 「内容物」、「荷送人・受取人情報」、「緊急連絡先の電話番号」
（３次容器ならびにオーバーパックに表示する）

内容物：牛「危険物」 Net Qty（正味量）： g

荷送り人 住所： 自治体名 検査所名： 氏名： 電話：
荷受け人 住所： 氏名： 電話：
緊急連絡先： 氏名：

- (3) 国内貨物における第 9 分類危険物ラベル（ドライアイス使用時にオーバーパックに表示。このラベルの脇に、下の 4 のドライアイス重量を表示する）



- (3) ドライアイス重量の表示（3次容器とオーバーパックの間にドライアイスを入れた場合にオーバーパックに表示）



※ラベル表示は、下表に従う。

ラベル・表示		3 次容器 (外箱)	4 次包装箱 (オーバーパック)
1. UN3373 カテゴリーB 表示		○	○
2. 「内容物」、「荷送人・受取人情報」、 「緊急連絡先の電話番号」		○	○
3 次容器（外箱）と 4 次包装箱（オーバーパック）の間にドライアイスを入れた場合	3) 第 9 分類危険物ラベル		○
	4) ドライアイス重量の表		○

（注）航空機による輸送の場合、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 86 条第 1 項、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 194 条第 2 項及び関係告示等による規制を受ける。

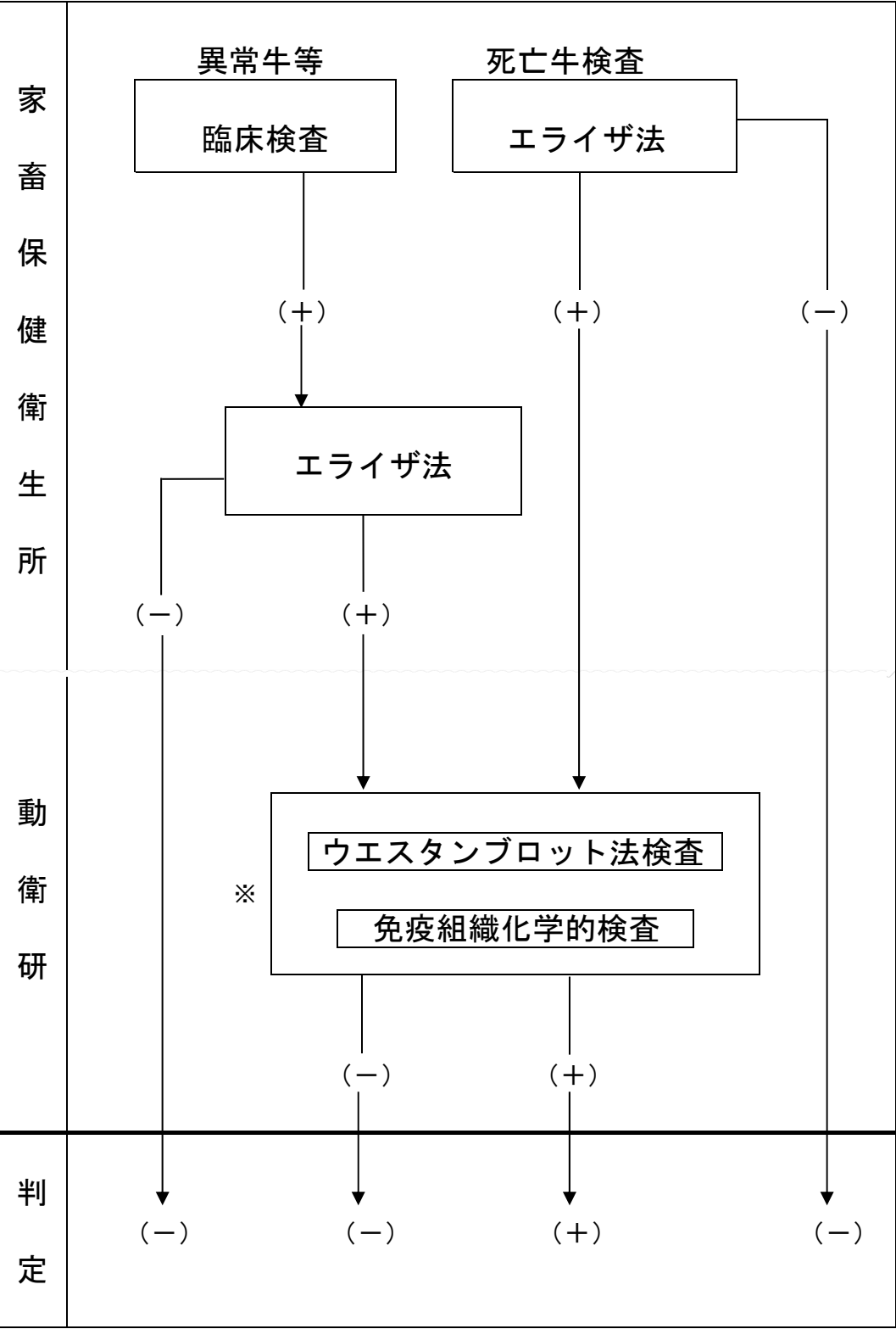
(参考2)

○チェックリスト（留意事項6）

区 分	調査項目	内 容	収 集 確 認
生産農場	飼養状況	・当該牛：飼養確認、出生から現在までの飼養管理状況、産歴（子牛の状況）、疾病と治療記録 ・他家畜（豚、鶏等）の飼養の確認 ・同居牛：飼養頭数、牛舎及び周辺の見取り図	・血統書 ・定期報告書 ・診療簿 ・AI (ET) 記録
	給与飼料	・当該牛への肉骨粉等動物性たん白質飼料の給与の有無 ・当該牛に給与したすべての飼料（配合飼料、粗飼料、補助飼料、人工乳、医薬品等）のリストアップと製造メーカーの確認 ・豚、鶏用飼料の取扱い	・購入伝票 ・飼料給与記録
	同居牛等	・同居牛の臨床検査 ・当該牛が当該農場で飼養されていた期間における同居牛のリストアップ ・当該牛が当該農場で飼養されていた期間において、移動した同居牛の状況 ・当該牛が当該農場で飼養されていた期間における死亡、廃用した同居牛のリストアップ	・市場記録 ・家畜商記録 ・診療簿 ・牛の個体識別情報
	預託状況	・当該牛の他農場や公共牧場への預託状況	・預託記録（入牧記録）
	施肥状況	・当該牛が当該農場で飼養されていた期間に使用した肥料のリストアップ及び取扱い	・購入伝票
	その他	・ペットの飼養及びペット用フードの取扱い	・購入伝票
預託農場		・当該牛の預託期間 ・預託先における飼料給与状況 ・公共牧場における施肥状況	・預託記録（入牧記録）

※DNA鑑定、登録書（鼻紋等）、共済No.、個体識別番号等により個体を取り違えないよう確認すること。

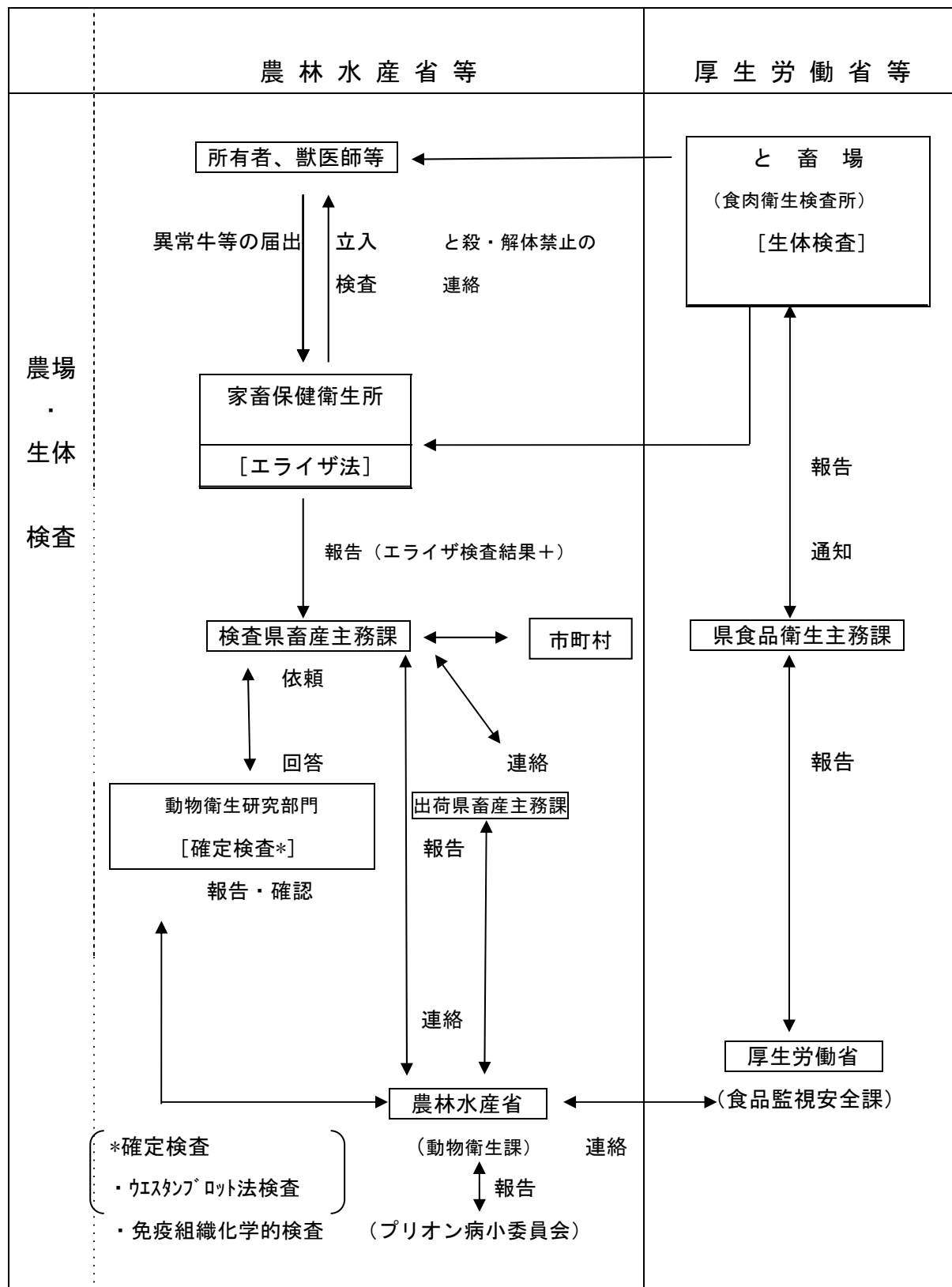
OBSE 検査チャート



※いずれか一方の確認検査の結果が（＋）となった場合は、陽性と判定する。

《連絡・届出体制のフローチャート》

1 異常牛等の届出があった場合



＜BSE患畜決定までの流れ＞

